



Welcome to Koka City

～甲賀市生活ガイドブック～

日本語版



出入国在留管理庁
生活オリエンテーション動画

この動画では、生活上のルールや仕事、税金など、日本での生活に必要な基本的な情報やルールが17言語で紹介されています。

もくじ

甲賀市生活ガイドブックについて	…	P1
-----------------	---	----

甲賀市で生活するための情報	…	P2
---------------	---	----

甲賀市に引っ越した（転入した）ときの手続き	…	P2
アパート・家を借りるとき	…	P5
市の税金や納期	…	P8

生活に役立つ多言語情報・相談窓口	…	P9
------------------	---	----

生活に役立つ多言語情報	…	P9
市内の相談窓口	…	P9

ライフステージ別の情報	…	P10
-------------	---	-----

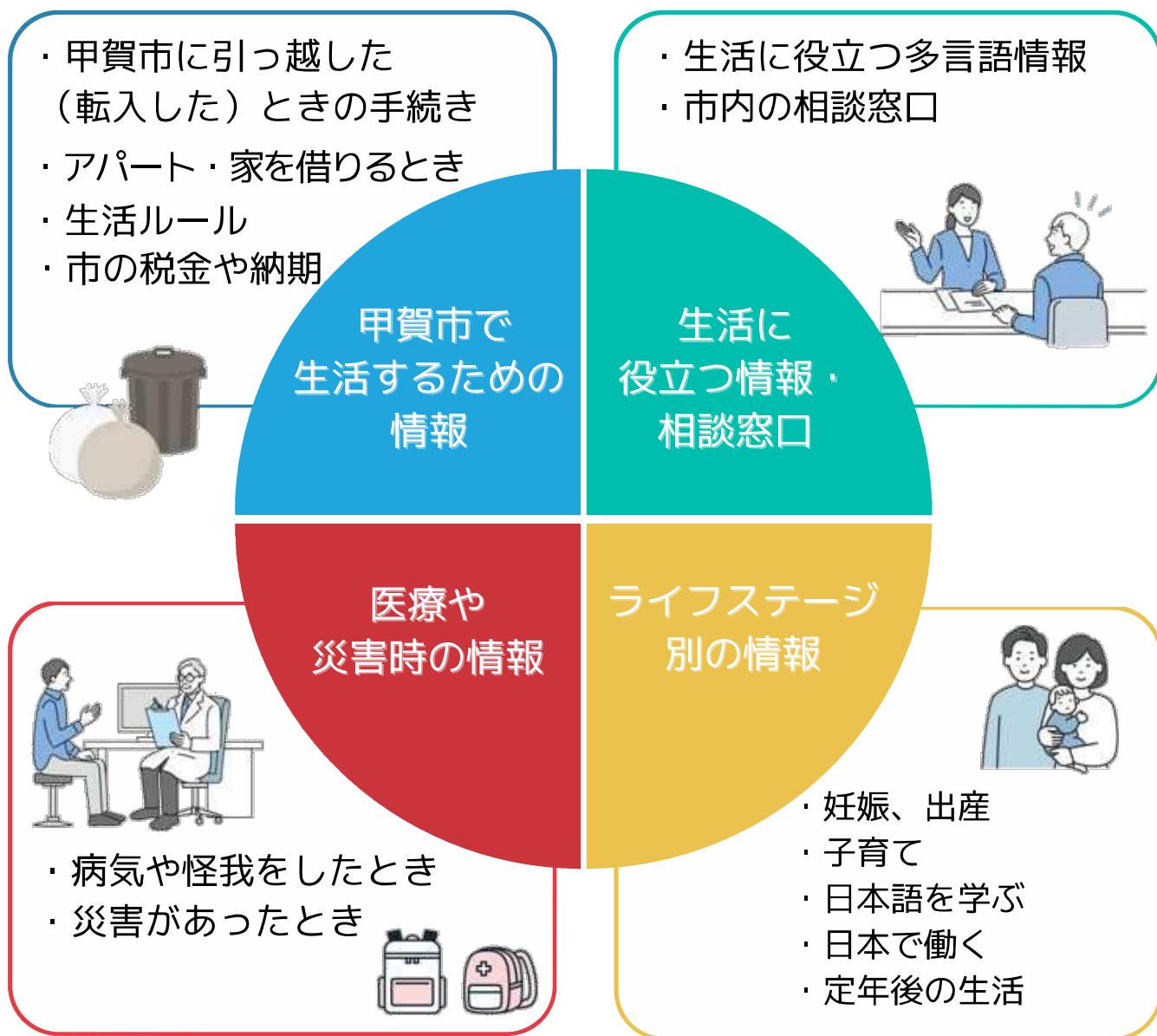
妊娠・出産	…	P10
子育て	…	P11
日本語を学ぶ（日本語教室の案内）	…	P16
日本で働く（就労・働き方）	…	P17
定年後の生活（年金・生きがい）	…	P18

医療や災害時の情報	…	P20
-----------	---	-----

病気や怪我をしたとき	…	P20
災害があったとき	…	P22

甲賀市生活ガイドブックについて

この「甲賀市生活ガイドブック」には、甲賀市で暮らすために必要な情報が書いてあります。皆さんが 安心・安全に暮らせるために役立てば嬉しいです。



甲賀市多文化共生センター

URL : www.koka-tabunka.jp



ホームページ



Facebook
ページ

お問い合わせ

甲賀市役所 市民活動推進課 多文化共生推進室

〒528-0023

甲賀市水口町本丸1番20号（みなくるプラザ内）

電話：0748-70-2551

Mail : koka10042000@city.koka.lg.jp

甲賀市多文化共生センター

〒528-0023

甲賀市水口町本丸1番20号（みなくるプラザ内）

電話：0748-70-3721

Mail : info@koka-tabunka.jp

甲賀市で生活するための情報

甲賀市に引っ越した（転入した）ときの手続き

住所の登録

- ・ 前の住所の役所で発行してもらった転出証明書を甲賀市役所に提出してください。（マイナンバーカードで手続きした場合、証明書は不要）
- ・ 引っ越してから**2週間以内**に手続きをしてください。
- ・ 在留カードの裏面に甲賀市の住所が書かれます。
- ・ その他、行政サービスや手当を受けるための手続きについては下記を参照してください。該当する場合は、手続きをしてください。

持ち物：在留カード、マイナンバーカード、
パスポート（国外から引っ越したとき）



< 甲賀市HP >



国内からの転入



国外からの転入

市役所の開庁時間

業務時間は9時～16時45分です。

（土・日曜日、祝日および12月29日～1月3日は休みです）

市役所への電話のかけ方

市役所の電話番号は、代表番号と各課連絡先があります。

代表番号：0748-65-0650

各課連絡先：課によって違います。

市役所の各課のホームページに各課連絡先が書いてあります。

市役所の「外国人相談窓口」に電話をかけるときは、0748-69-2146にかけます。

市役所の多言語版ホームページの閲覧について

甲賀市役所ホームページ： <https://www.city.koka.lg.jp>

多言語版ホームページへのアクセス方法：

【スマホの場合】

画面右上のメニューボタンを押して、「Select Language」をクリックしてください。
8言語から選ぶことができます。（英語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、
中国語（簡体）、中国語（繁体）、韓国語）

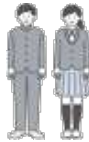
【PCの場合】

画面左上の「Select Language」をクリックして言語を選んでください。



< 甲賀市HP >

該当する方		手続き方法	担当課
該当する方	マイナンバーカードの申請をされる方 	・在留カードをお持ちのうえ、手続きをしてください。 ※既にマイナンバーカードをお持ちの場合は、提出してください。	市民課
	印鑑の登録をされる方 	・登録したい印鑑をお持ちのうえ、相談をしてください。	
	国民健康保険に加入される方 	・マイナンバーカードをお持ちのうえ、手続きをしてください。 ※会社で社会保険（健康保険）に加入している方は、手続きは不要です。	保険年金課
	国民年金に加入される方	・パスポートとマイナンバーカードをお持ちのうえ、手続きをしてください。 ※既に国民年金に加入している方は、年金手帳または基礎年金番号通知書をお持ちのうえ、住所変更の手続きをしてください。 ※会社で社会保険（厚生年金保険）に加入している方は、手続きは不要です。	
	後期高齢者医療制度に該当する方（75歳以上の方） 	・マイナンバーカードをお持ちのうえ、手続きをしてください。	
	障がい者手帳をお持ちの方 65～75歳の住民税非課税世帯の方 ひとり親家庭の方	・医療費等の助成対象となる場合があります。 担当課にお問い合わせください。	
		・障がい手帳をお持ちの方は、住所変更手続きをしてください。	障がい福祉課

該当する方		手続き方法	担当課
該当する方	犬を飼っている方 	・転出元の鑑札（無い場合は、事前にお問い合わせください）、登録カードの写しをお持ちのうえ、手続きをしてください。	生活環境課
	水道を使う方 下水道を使う方 	・水道の開栓、下水道使用開始届の手続きをしてください。	上下水道 お客様 センター
子どもがいる方	就学前のお子さんがある方 	・保育園等に入園を希望される方は、担当課にお問い合わせください。	保育 幼稚園課
	0歳から高校生までのお子さんがある方 	・マイナンバーカード、健康保険の情報が分かるものをお持ちのうえ、福祉医療費受給券の手続きをしてください。	保険 年金課
	0～18歳までのお子さんを扶養している方 	・児童手当の対象となる場合があります。担当課にお問い合わせください。	子育て 支援課
	0～18歳までのお子さんを扶養しているひとり親の方	・児童扶養手当の対象となる場合があります。担当課にお問い合わせください。	
	0～20歳までの障がいをお持ちのお子さんを扶養している方	・特別児童扶養手当の対象となる場合があります。担当課にお問い合わせください。	
	現在妊娠中の方 	・妊婦健康診査に対する助成を行いますので、母子健康手帳の交付を受けてください。 ・前市で既に母子健康手帳の交付を受けている方は、母子健康手帳、母子手帳別冊、印鑑をお持ちのうえ、保健センターで変更の手続きをしてください。	子育て 政策課
	満6歳～15歳までのお子さんがある方 	・住所変更の手続きをしたら、転入学通知書を受け取り、転校先の学校で手続きをしてください。	学校教育課

アパート・家を借りるとき

公的住宅 申込には資格要件があります。	・ 甲賀市が運営する住宅。 住宅建築課に相談してください。	
	・ 滋賀県が運営する住宅。 滋賀県営住宅管理センターに相談してください。 電話: 077-510-1500 URL: www.shiga-kenei.com	
賃貸住宅 民間の不動産からアパートを借りることができます。	・ 滋賀県の居住支援、住宅セフティーネット制度 高齢者世帯、障がい者世帯、外国人世帯の入居を受け入れる不動産の情報。	
	・ 外国語が話せる不動産店 一覧 URL: www.jpm.jp/multilingual/	
空き家バンク	・ 空き家を買いたい、借りたい人が利用できる制度です。 住宅建築課に相談してください。	
火災保険	・ 住宅は、賃貸、持ち家にかかわらず、火災保険に加入する必要がありますので、保険会社にて手続きをしてください。	

生活ルール

みんなが気持ちよく暮らすために、生活ルールやマナーを守りましょう。

ごみの出し方

- ・ ごみは、**分けて出します。**
- ・ ごみは、**決まった日に出します。**

※ごみカレンダーを市役所でもらってください。

ごみの分け方・出す日がわかります。

(翻訳版もあります)



詳しくはこちら
< 甲賀市HP >

- ・ ごみを出す場所は、管理者（区、自治会、アパートの管理者）に聞いてください。
- ・ 甲賀市ごみ分別アプリもあります。
ご活用ください。



Android



ios



生活マナー

・騒音について

日本の住宅は、隣の家が近いので、大きな音は近所の迷惑になります。

大声で話したり、音楽を大音量で聞くことはやめましょう。



・バーベキューをするとき

指定の場所でバーベキューをすることができます。

家でするとき、騒音に気をつけましょう。

また、夜9時以降のバーベキュー、騒音はやめましょう。



詳しくはこちら
<甲賀市HP>

地域のイベントに参加しよう！

・地域には、夏のお祭り、文化祭、子どもの集まり、防災訓練など誰でも参加できるさまざまなイベントがあります。

・自治会に加入し、地域の人と仲良く、安心・安全に暮らしましょう。

※自治会とは、地域住民が安心して快適に暮らすために近隣同士で自主的に組織・運営する団体です。

詳しくはこちら<甲賀市HP>



地域をきれいにしよう！

・地域の清掃活動

年に数回、みんなで、公園や道路の掃除をします。参加しましょう。

・防災訓練

市や自治会が開催する防災訓練に参加しましょう。

いざというときに、隣同士で助け合うことができるようにしましょう。



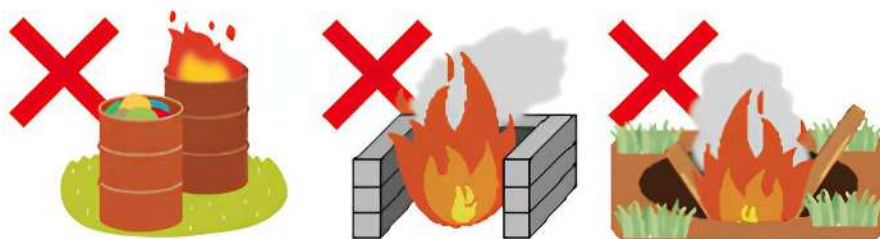
犬の飼い方、マナーについて

- ① **犬のふん尿の後始末は飼い主の責任！**
犬の散歩をするときは、シャベルやビニール袋、水等をもって、ふん尿の始末をしましょう。
- ② **犬の放し飼いは厳禁！**
事故やトラブル防止のため、犬の放し飼いは禁止されています。
- ③ **1年1回 狂犬病の予防注射を受けましょう！**
年1回、狂犬病予防注射を受けることは法律で決められています。



ごみの野外焼却について

- ① 地面や地面に掘った穴での焼却は禁止！
- ② ドラム缶を用いての焼却は禁止！
- ③ ブロックなどで囲っての焼却は禁止！
- ④ 不適合焼却炉での焼却は禁止！
野外焼却は法律違反となり犯罪行為です。



市の税金や納期

日本の会計年度は、4月始まり、3月終わりです。

支払期限は、**各月の最終日**です。（土日祝日の場合は翌営業日）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
住民税 ※1・2			1期		2期		3期			4期		
固定資産税		1期		2期					3期		4期	
軽自動車税		全期										
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
水道料金	2月と3月の使用分		4月と5月の使用分		6月と7月の使用分		8月と9月の使用分		10月と11月の使用分		12月と1月の使用分	
下水道使用料		2月と3月の使用分		4月と5月の使用分		6月と7月の使用分		8月と9月の使用分		10月と11月の使用分		12月と1月の使用分
保育料 (月ごと)												
幼稚園使用料 (月ごと)												
介護保険料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
後期高齢者医療保険料 ※3				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

※1（普通徴収の場合）給与から引かれていない人が自分で払う方法です。

※2 住民税（市県民税）は、1月1日に日本国内に住所がある人が、その市へ払う税金です。年税額は、前年1年間（1/1～12/31）の所得に基づいて計算されます。

※3（普通徴収の場合）年金の受給額から引かれていない人が自分で払う方法です。

住民税	1月1日時点で住んでいる市町村・都道府県に払う税金です。 去年の収入（所得）をもとに金額が決まります。
固定資産税	土地や家などを持っている人が払う税金です。 持っていない人は基本的に払いません。
軽自動車税	4月1日時点で軽自動車やバイクなどを持っている人が払う税金です。 毎年1回払います。
国民健康保険税	国民健康保険に入っている人のための保険料（税）です。 世帯ごとに計算され、世帯主にまとめて請求されます。
介護保険料	介護保険サービスの費用を支えるための保険料です。40歳から払います。 ここに記載されている納期は65歳以上の方の場合です。65歳までの方は支払方法が異なります。
後期高齢者医療保険料	75歳以上（または一定の障害で65歳以上）の人が入る医療保険の保険料です。

生活に役立つ多言語情報・相談窓口

生活に役立つ多言語情報



甲賀市多文化共生センター
Koka Multicultural Center

・甲賀市多文化共生センター ホームページ

URL： www.koka-tabunka.jp

日本語教室、子どもの学習支援、専門家との相談会、地域のイベント、多言語相談など生活に役立つ情報があります。



詳しくはこちら
<センターHP>

・甲賀市広報「こうか」

URL： www.city.koka.lg.jp/kouhou/

新しい制度の情報、イベント情報が記載されています。
多言語で読むことができます。



詳しくはこちら
<マイ広報紙>

市内の相談窓口

■甲賀市役所 外国人相談窓口

市役所で行う手続きについて、多言語で相談をすることができます。

場所 甲賀市役所（甲賀市水口町水口6053）

電話 0748-69-2146

対面通訳 ポルトガル語、ベトナム語、スペイン語

ビデオ電話通訳 16言語対応可

※市役所のほか、各地域市民センターでも相談できます。



詳しくはこちら
<各地域市民センター>

■甲賀市多文化共生センター 外国人相談窓口

在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子どもの教育などの生活に係る相談をすることができます。

場所 甲賀市多文化共生センター（甲賀市水口町本丸1番20号
みなくるプラザ内）

電話 0748-70-3721

対面通訳 ポルトガル語、スペイン語、中国語、ベトナム語、英語

ビデオ電話通訳 16言語対応可

ライフステージ別の情報

妊娠・出産

妊娠したとき

1. 妊娠したら、保健センターで手続きをします。

母子健康手帳をもらいます。

※母子健康手帳

- ・お母さんと赤ちゃんの健康について記録する手帳です。
- ・妊娠中の体のことや、赤ちゃんの成長、予防接種の記録などを書きます。
- ・外国語版がある場合もあります。
保健センターで聞いてください。



詳しくはこちら
＜甲賀市HP＞

2. 妊婦健康診査（妊婦健診）を受けます。

妊娠中は、決められた時期に病院やクリニックで健診を受けましょう。その時に助成券（別冊）も出してください。助成券（別冊）は、母子健康手帳と一緒に交付します。

赤ちゃんを出産したとき

赤ちゃんが生まれたら、以下の手続きをしてください。

赤ちゃんが生まれたら、
出生届 生まれた日から**14日以内**に
「出生届」を**市役所へ**提出します。
※持ち物についてHPで確認してください。



詳しくはこちら
＜甲賀市HP＞

赤ちゃんの在留資格の申請

生まれた日から**30日以内**に、**入国管理局**へ書類を持っていきます。
手続きの詳しい内容は、出入国在留管理庁で確認してください。

大使館・領事館の手続き

赤ちゃんが生まれたら、母国の大使館／領事館で手続きが必要です。
※必要な手続き・期限・書類は国によって違います。**事前に大使館などのHP等で確認してください。**

子育て

乳幼児健診（乳幼児健康診査）

子どもの成長や健康を確認するために、**乳幼児健診**を受けます。

甲賀市では、4か月、10か月、1歳8か月、2歳6か月、3歳6か月の健診があります。

健診は予約制で、予約は**こうかSmileアプリ**からします。行けないときは、次の月から都合のよい日に予約できます。

健診の日は、

母子健康手帳と質問票などを持って行きます。

※質問票は書いて持って行きます。



詳しくはこちら
<甲賀市HP>



こうかSmileアプリ

子どもの予防接種（定期接種）

甲賀市に住民登録がある子どもを対象に、定期予防接種を行っています。

予防接種は、子どもがかかりやすい病気を防いだり、ひどくなるのを防いだりするために受けます。

年齢に応じて受ける予防接種が決まっていますので、母子健康手帳を確認しながら、体調の良いときに受けましょう。

※接種時期や内容は変更されることがあります。

※最新の情報は、甲賀市ホームページまたは保健センターで必ず確認してください。



詳しくはこちら
<甲賀市HP>



子どもの医療費

0歳～高校生世代までのお子さんの医療費の助成制度があります。市役所で医療費助成券の申請が必要です。病院でかかったお金（健康保険対象外の医療費等は除く）は無料になります。

保育園等の申請

保育園

仕事をしているなど、家で子どもの世話をすることが難しいときに利用する施設です。**申込は毎年10月。**
原則マイナポータルによるオンライン申込をします。
※申し込み方法が分からないときは市役所へ問い合わせてください。

幼稚園

満3歳から小学校に入るまでの子どもが通う施設です。
遊びながら学ぶことを大切にしています（2歳児から入園できるところもあります）。
募集時期・条件は園によって異なります。

認定こども園

幼稚園と保育園の両方の役割がある施設です。
保護者が働いているかどうかに関係なく利用できる園もあります。

主な必要書類

申込書、勤務先就労証明書、支給認定申請書、
本人確認書類、マイナンバーがわかるものなど

※3～5歳の子どもの保育園・幼稚園・認定こども園などの保育料は無料です（有料のものもあります）。

※保育園、幼稚園、認定こども園に入りたい場合は、市役所保育幼稚園課や入りたい園に相談してください。多言語で対応しています。



詳しくはこちら
<甲賀市HP>

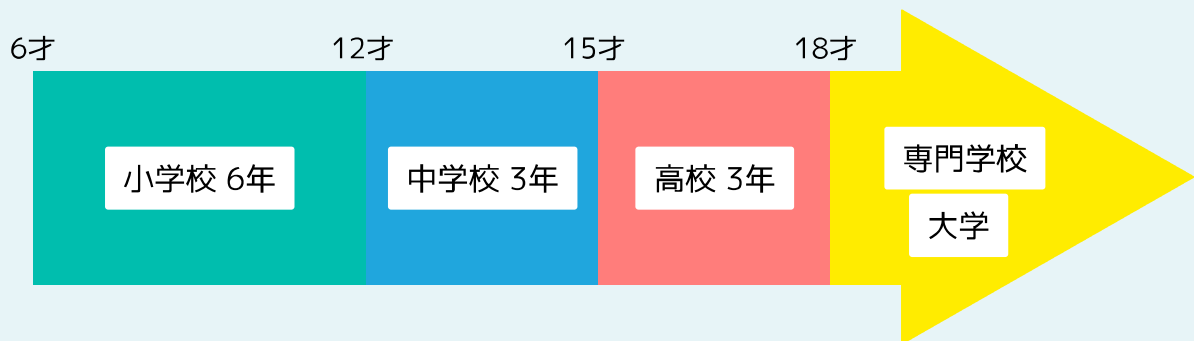


子育て・発達に関する相談

相談先

甲賀市役所 子育て政策課	（電話：0748-69-2169）
発達支援課	（電話：0748-69-2178）
甲賀市多文化共生センター	（電話：0748-70-3721）

日本の教育制度



小学校入学

小学校は、6年間学ぶ学校です。読む・書く・計算する力や、社会で生活するための基本を学びます。日本では、小学校と中学校の9年間が義務教育です。

中学校入学

中学校は、小学校のあとに3年間通う学校です。小学校で学んだことをもとに、勉強や進路について考える力を深めます。小学校と同じく、義務教育に入ります。



小学校、中学校のことは、市役所**学校教育課**に相談してください。多言語で対応しています。



詳しくはこちら
<甲賀市HP>

高校入学

中学校を卒業した人が入学試験を受けて、合格したら通うことができます。夜などに通う「定時制」の高校もあります。インターネットなどを使って勉強する通信制の高校もあります。

専門学校や 大学への入学

専門学校は仕事のための勉強をする学校、大学は専門の分野をくわしく学ぶ学校です。



教育のためのお金について

学校で勉強するためにはお金が必要です。
※就学に必要な費用の一部を援助する制度があります。



詳しくはこちら
<甲賀市HP>

外国にルーツをもつ子どもの日本語・学習支援

外国にルーツをもつ子どもたちのための日本語初期指導教室や学習支援教室があります。

■ 日本語初期指導教室

かわせみ教室

初期指導があります。
詳細は教育委員会や学校へ聞いてください。

■ 学習支援教室

なないろ教室

外国にルーツをもつ子どもたちの学びをサポートする放課後学習支援をしています。

日時 毎週木・金曜日 16:00～18:00

場所 みなくるプラザ内 多文化共生センター会議室

学齢期相談

小学校から高校生ころまでの子どもと親、家族の相談窓口です。
学校のこと、生活のこと、子育てのことなど相談できます。
また、多言語で対応します。

相談先 甲賀市役所 子育て政策課
電話：0748-69-2184



詳しくはこちら
<甲賀市HP>

子育て支援センター

乳幼児のお子さんと親子で遊べる無料の場所です。
他の親子と出会ったり、子育ての相談をしたりできます。

詳しくはこちら
<甲賀市HP>



放課後児童クラブ（学童保育）

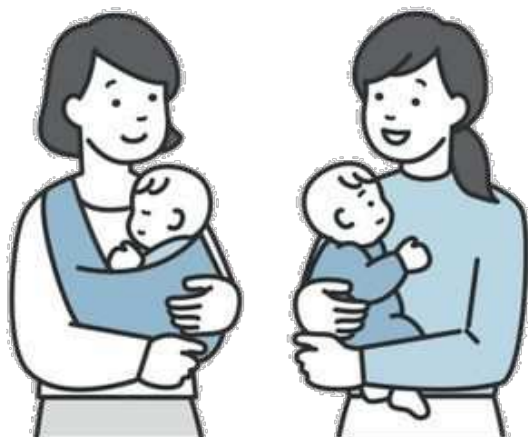
仕事をしているけれど、放課後や長期休暇中に、小学生の子どもの世話ができない場合に利用できます。

申込は毎年10月

原則、通いたい児童クラブに直接申し込みます。

※申し込み方法が分からないときは市役所へ問い合わせてください。

詳しくはこちら
<甲賀市HP>



日本語を学ぶ(日本語教室の案内)

こうか日本語教室(入門・初級)

■ 対面

実施：毎週 土曜・日曜
期間：前期・後期・冬期
回数：各期 1.5時間×20回
費用：各期 5,000円
場所：みなくるプラザ

■ オンライン

実施：Zoom(8~10月/1~3月)
費用：各期 5,000円

※ 実施日が変わることがあります。
くわしくは、お問合せ先に聞いてください。

にんじゃ日本語教室

■ 対面

実施：隔週 土曜 夜
期間：前期(4~8月)/後期(9~12月)
回数：各期10回
費用：各期 4,000円
場所：みなくるプラザ



虹(にじ)教室

■ 月曜教室

実施：毎週月曜午後
期間：前期(4~8月)/後期(9~12月)
回数：各期12回
費用：各期 4,000円
場所：みなくるプラザ

■ 冬期教室

実施：個別教室
期間：1~3月
回数：全8回
費用：2,000円
場所：みなくるプラザ

■ 個別教室

実施：随時調整
期間：前期(4~8月)/後期(9~12月)
回数：各期12回
費用：各期 4,000円
場所：みなくるプラザ



お問い合わせ

甲賀市多文化共生センター

電話：0748-70-3721

場所：甲賀市水口町本丸1番20号(みなくるプラザ内)



詳しくはこちら
<センターHP>

日本で働く（就労・働き方）

※在留資格で認められた範囲で就労します。

仕事の探し方（ハローワーク・派遣会社・インターネット）

■ ハローワーク甲賀

電話：0748-62-0651 内容：無料で職業相談ができます。

■ 派遣会社

場所：各社 内容：登録後、仕事を紹介されます。

■ インターネット

場所：求人サイト・会社ホームページ 内容：直接会社へ応募できます。

■ 滋賀県外国人材受入サポートセンター

電話：050-5211-5397

内容：専門アドバイザーが外国人の就職に関するサポートを行います。



詳しくはこちら
＜滋賀労働局HP＞



詳しくはこちら
＜滋賀県外国人材
受入サポートセンターHP＞

※甲賀市では製造・サービス業が多く、日本語レベルが必要な職種もあります。

仕事や会社の相談

■ ハローワーク甲賀

電話：0748-62-0651

内容：求職・雇用保険



■ 外国人労働者向け相談機関

電話：QRコードよりご確認ください。

内容：多言語相談可



■ 外国人労働者相談コーナー

電話：QRコードよりご確認ください。

内容：多言語相談可



■ 東近江労働基準監督署

電話：0748-22-0394

内容：多言語相談可

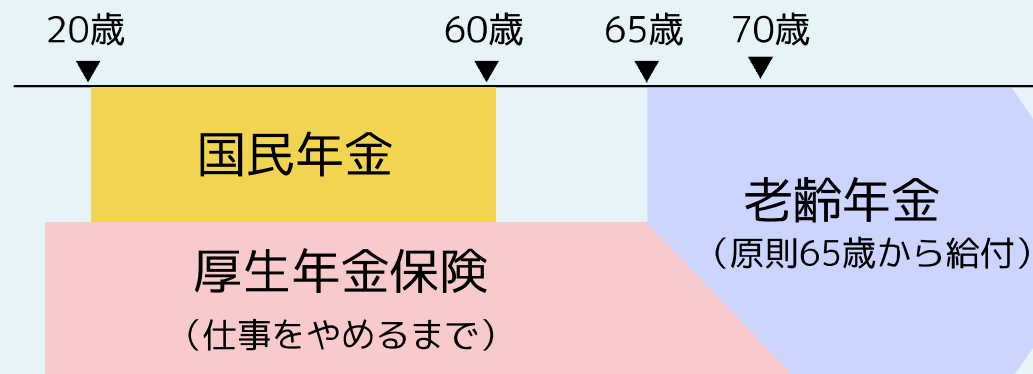


詳しくはこちら



定年後の生活（年金・生きがい）

年金制度



2022年4月1日以降に年金に入った人は、
「基礎年金番号通知書」が届きます。

- ・通知書には、あなたの基礎年金番号などが書いてあります。
- ・年金をもらうときなどに必要です。
- ・紛失したときは、甲賀市役所や年金事務所で、再交付の手続きができます。

国民年金	原則として、 日本に住民登録がある20歳以上60歳未満の人 は全員公的年金制度に加入します。
厚生年金保険	適用事業所で働く労働者は要件を満たせば厚生年金保険に加入します。将来もらうお金が多くなります。
国民年金 (任意加入)	60歳以上で老齢年金の受給資格（10年）または満額（40年）に満たない場合、任意で加入することができます。

年金受給の手続き

国民年金

市役所 保険年金課にお問い合わせください。
(年金加入期間のすべてが国民年金第1号被保険者（自営業者など）期間の方)



< 甲賀市HP >

厚生年金保険

日本年金機構にお問い合わせください。



< 日本年金機構HP >

地域参加、生きがい活動

交流サロンやボランティア活動に参加して、老後も元気で過ごそう

お問い合わせ先

■ 老人クラブ（体操・歌・旅行など）

相談先：甲賀市役所 高齢福祉課 電話：0748-69-2164

■ ボランティア活動（イベントや地域支援）

相談先：社会福祉協議会 電話：0748-65-6370

■ 日本人と外国人の交流

相談先：甲賀市国際交流協会 電話：0748-63-8728



主な相談先

■ 草津年金事務所

電話：077-567-2220

内容：年金全般

■ 甲賀市役所 介護保険課

電話：0748-69-2166

内容：介護保険・介護人材

■ 甲賀市役所 高齢福祉課

電話：0748-69-2164

内容：介護予防・認知症・生きがい

■ 甲賀市役所 保険年金課

電話：0748-69-2140

内容：年金・国民健康保険
後期高齢者医療保険

各地域の包括支援センター（地域でくらす高齢の方の相談窓口）

■ 甲賀市水口地域包括支援センター（水口町にお住まいの方）

電話：0748-65-1170

■ 甲賀市土山地域包括支援センター（土山町にお住まいの方）

電話：0748-66-1610

■ 甲賀市甲賀地域包括支援センター（甲賀町にお住まいの方）

電話：0748-88-8136

■ 甲賀市甲南地域包括支援センター（甲南町にお住まいの方）

電話：0748-86-8034

■ 甲賀市信楽地域包括支援センター（信楽町にお住まいの方）

電話：0748-82-3180

医療や災害時の情報

病気や怪我をしたとき

日本の医療保険制度について

日本の医療保険制度は、病気やけがをしたときの医療費負担を軽減する目的で設けられています。

日本に住民登録がある方は、公的医療保険に加入しなければなりません。

医療保険には、会社に勤める人および扶養家族が加入する健康保険と、それ以外の人を対象とする国民健康保険があります。



詳しくはこちら
<入管庁説明動画>

健康保険

会社などで働く人やその家族が、病気やけがをしたときに医療を受けるための保険です。4月から6月の給与の平均額に基づいて算定されます。詳しくは、勤め先の会社にお問い合わせください。

※社会保険に加入していない人は国民健康保険に加入する義務があります。

国民健康保険

会社の健康保険に入っていない人が、病気やけがをしたときに医療を受けるための保険です。前年度の所得と加入者数、年齢に基づいて課税されます。

相談先 甲賀市役所 保険年金課 国保年金係 電話：0748-69-2140

後期高齢者医療制度

75歳以上の人などが、安心して医療を受けるための制度です。課税所得によって自己負担する割合が変わります(1割～3割)。※在留資格によって入れない場合もあります。

相談先 甲賀市役所 保険年金課 後期高齢・福祉医療係 電話：0748-69-2142

介護保険制度

年をとったり病気などで日常生活に困ったときに、食事やお風呂など毎日の生活のお手伝い（サポート）を受けられる制度です。

40歳から64歳までの人は、健康保険といっしょに介護保険に入ります。

65歳以上の人は、市に介護保険料を払います。

金額は、前年の所得などによって変わります。

サービスを受けたい方は、市役所介護保険課に相談してください。多言語で対応します。



詳しくはこちら
＜甲賀市HP＞

死亡したとき

7日以内に死亡届を提出します。

持ち物：亡くなった方のパスポートまたは国籍証明書

※必要な手続きは国によって違います。

大使館などのHP等で確認してください。



詳しくはこちら
＜甲賀市HP＞

家の近くの医院・病院の場所を知っておきましょう

厚生労働省と観光庁が「外国人患者を受け入れる医療機関リスト」を公表しています。

QRコードを読み取って、言語を選んでください。



詳しくはこちら
＜日本政府観光局HP＞

急な病気やけが・火事するとき

救急車や消防車をよびます。

甲賀広域消防本部は、外国人市民が救急車や消防車を要請する時、多言語で対応するサービスを提供しています。

使い方：**119**に電話してください。

通訳が出るまで電話を切らずに お待ちください。



詳しくはこちら
＜総務省消防庁HP＞

事件や事故のとき

警察を呼ぶ場合

甲賀警察署 **110**に電話してください。

消防車・救急車を必要とする場合

甲賀消防署 **119**に電話してください。



災害があったとき

大切な命を守るため、災害に備えましょう！

災害の備え

日本での災害に備えるためのポイントが書いてあります。
QRコードを必ず確認してください。



詳しくはこちら
<内閣府防災情報HP>

甲賀市多言語災害情報メール（Koka City Disaster Information Mail）

甲賀市では、気象情報・避難情報等を多言語で
配信するサービスを行っています。必ず登録しましょう。

【使い方】

右のQRコードを読み取り、言語を選んだのち空メール
を送ってください。



詳しくはこちら
<甲賀市HP>

甲賀市災害時多言語情報センター（Koka Disaster Multilingual Information Center）

甲賀市は、大規模災害発生時に必要な情報を
入手しにくく、支援を受けられない恐れがある
外国人を対象に必要な情報を多言語化して
提供するセンターを立ち上げます。



詳しくはこちら
<災害時多言語
情報支援センターHP>



多言語防災アプリ「Safety Tips」

災害情報などを多言語で知ることができるアプリです。



ダウンロードは
こちら
<ios>



ダウンロードは
こちら
<Android>

Koka City

Disaster Information Mail

★ Delivery content ★

【English】英語

The email will be sent from Koka city Hall.

en-touroku.koka-city@raidan.ktaiwork.jp



- Weather emergency warning
- Weather warning
- Evacuation site information

【简体中文】中国語(簡体字)

电子邮件是从甲贺市政厅发送的。

cn-touroku.koka-city@raidan.ktaiwork.jp



- 气象特别警报
- 气象警报
- 避难所开设信息

【繁體中文】中国語(繁体字)

電子郵件是從甲賀市政廳發送的。

ch-touroku.koka-city@raidan.ktaiwork.jp



- 氣象特別警報
- 氣象警報
- 避難所開設信息

【한국어】韓国語

고카시에서 메일이 발송됩니다.

ko-touroku.koka-city@raidan.ktaiwork.jp



- 기상 특별경보
- 기상경보
- 대피소 개설 정보

【Português】ポルトガル語

O e-mail será enviado a partir da Prefeitura de Koka.

pt-touroku.koka-city@raidan.ktaiwork.jp



- Alerta meteorológico especial
- Alerta meteorológico
- Informação lugar de refúgio

【Bahasa Indonesia】インドネシア語

Email akan dikirim dari Balai Kota Koka.

id-touroku.koka-city@raidan.ktaiwork.jp



- Peringatan siaga khusus cuaca
- Peringatan siaga cuaca
- Informasi tempat pengungsian

【Tagalog】タガログ語

Ang email ay ipapadala mula sa Koka City Hall.

tl-touroku.koka-city@raidan.ktaiwork.jp



- Espesyal na babala ng panahon
- Babala ng panahon
- Impormasyon sa pagtatatag ng refuge

【Tiếng Việt】ベトナム語

Thư điện tử sẽ được gửi từ ủy ban thành phố Koka.

vi-touroku.koka-city@raidan.ktaiwork.jp



- Cảnh báo thời tiết đặc biệt
- Cảnh báo thời tiết
- Thông tin sơ tán

【Español】スペイン語

El correo electrónico será enviado desde el ayuntamiento de Koka.

es-touroku.koka-city@raidan.ktaiwork.jp



- Advertencia especial meteorológica
- Advertencia meteorológica
- Información sobre el lugar de evacuación

【Le français】フランス語

Le courrier électronique sera envoyé de l'hôtel de ville d' Koka.

fr-touroku.koka-city@raidan.ktaiwork.jp



- Avertissement spécial pour les conditions météorologiques
- Avertissement météorologique
- Information sur l'évacuation

Contact information

Koka city Risk and Crisis Management Division

TEL 0748-69-2103

Welcome to Koka City ～甲賀市生活ガイドブック～（第1版）
令和8年（2026年）8月
発行 甲賀市 総合政策部 市民活動推進課 多文化共生推進室
〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町本丸1-20番地
TEL 0748-70-2551 FAX 0748-62-3338

この生活ガイドブックは、オートバックス・甲賀店様のご寄附を活用させて頂いています。

